（船員職業安定法の一部改正）

第三百四十八条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一号及び第五十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十一条から第百十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建設業法の一部改正）

第三百四十九条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条第七号及び第二十五条の四第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第一項及び第四十七条から第五十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水先法の一部改正）

第三百五十条　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海上運送法の一部改正）

第三百五十一条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条から第四十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（測量法の一部改正）

第三百五十二条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「同条同項各号の一」を「同項各号のいずれか」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条から第六十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（通訳案内士法の一部改正）

第三百五十三条　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第五十六条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第三百五十四条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の十九第三号、第七十七条の三十五の三第三号、第七十七条の三十七第三号、第七十七条の五十九第二号及び第八十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第百条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建築士法の一部改正）

第三百五十五条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号、第八条第一号及び第十条の二十三第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条から第三十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（港湾法の一部改正）

第三百五十六条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の十一第七項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項から第五項まで及び第十項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海事代理士法の一部改正）

第三百五十七条　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

第二十八条中「五千円」を「二万円」に改める。

第二十九条第一項中「六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十条中「五千円」を「二万円」に改める。

（港湾運送事業法の一部改正）

第三百五十八条　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四条、第三十五条及び第三十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第三百五十九条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条の十一第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条第二項第一号及び第七十九条の四第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第九十六条及び第九十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十七条の二中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十七条の三並びに第百条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「の懲役」を「の拘禁刑」に改める。

第百三条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

第三百六十条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号イ中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第百六条、第百六条の二、第百六条の三第一項及び第百六条の四から第百八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第三百六十一条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十一条及び第百四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（モーターボート競走法の一部改正）

第三百六十二条　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十五条から第六十七条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条第一項、第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。